



## 遠野市防災基本条例(案)の概要等について

### 【発表の要旨】

東日本大震災大震災が発生して3年目を迎えるに当たり、震災で得た教訓を後世に伝えるとともに、地域防災力のさらなる強化を図るため、遠野市防災基本条例を平成26年3月遠野市議会定例会（2月28日開会）に提案します。

### 【発表の内容】

#### 1 目的

東日本大震災が発生してから間もなく3年目を迎えようとしています。この震災で経験したことを改めて見詰め直し、ここで得た教訓を風化させることなく後世に伝え、将来にわたり災害に強い地域社会を築くため、「遠野市防災基本条例」を制定します。

#### 2 概要

- (1) 本条例では、自己の責任により自らを守る「自助」、地域において相互に助け合う「共助」、市及び関係機関が対策を講じる「公助」の、被害を最小限に食い止めるための3つの行動について定めるほか、大規模災害を想定した「水平連携」について定めることとしています。
- (2) 第5章の「他の地方公共団体等への支援」では、大規模災害時の他の地方公共団体への支援や、本市の施設提供等による後方支援について定義しています。なお、この後方支援活動を条例に盛り込んでいるのは、全国でも珍しい事例であると伺っています。
- (3) 今後、防災訓練等の中で本条例の普及活動を進め、市民や事業者等の防災意識をさらに高めるとともに「災害に強いまち」の実現に努めます。

#### 3 「地域の防災・減災を考える集い」の開催

##### (1) 趣旨

同条例の制定に併せ、東日本大震災時の官民一体で行った後方支援活動を振り返りながら、今後における防災・減災への意識の定着と地域防災力向上を図ることを目的に「地域の防災・減災を考える集い」を開催します。

##### (2) 日時・場所

- ① 日時 平成26年3月16日（日） 14～16時
- ② 場所 あえりあ遠野・交流ホール（遠野市新町1-10 TEL0198-60-1700）

##### (3) 主催 遠野市

(4) 内容

① 基調講演（50分） 「東日本大震災から見えてきたもの」  
NHK解説主幹 山崎 登 氏

② 事例発表（40分）

ア 岩手県建設業協会遠野支部長 三浦 貞一 氏  
イ 岩手県栄養士会 佐々木 京子 氏  
ウ 地域活動専門員 岩間 幸雄 氏

③ その他

ア 遠野市防災基本条例について  
イ 遠野市防災マップについて

(5) 参集予定者 300人

… 自主防災組織代表者 120人、消防団員 60人、婦人消防協力隊 20人—など

担当	総務部防災危機管理課（小向） 電話 0198-62-2111（内線 380）
----	---

---

# 遠野市防災基本条例の制定について

## 1 条例制定の背景について

東日本大震災が発生してから間もなく3年が経過しようとしている今日、あらためてこの震災を教訓として、将来にわたり災害に強い地域社会を構築していくことが市政の重要な課題です。また、広域的な災害が発生した場合には、自治体の枠を越えて相互に支えあう支援体制を構築することが求められています。

このことから、本条例を制定し、防災対策に関する基本的な事項を定めようとするものです。

## 2 条例案の概要について

### (1) 総則〔第1章〕

#### ア 条例の目的

この条例は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災対策に関し、基本理念を定めるとともに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する基本的な事項を定め、災害に強い地域社会を構築することを目的とします。

#### イ 条例の対象とする災害

条例では、対策を講ずる災害を「暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる災害」とします。

#### ウ 防災対策の基本理念

防災対策は、被害を最小化するため、次の事項を基本として関係者が相互に連携して実施します。

- 【自助】 自己の責任により自らを守ること。
- 【共助】 地域において相互に助け合うこと。
- 【公助】 市及び関係機関が対策を講ずること。

### (2) 自助〔第2章〕

#### ア 市民の自助

市民は、次の事項に備えることに努めるものとします。

- ◇建築物等の安全確保
- ◇家具転落防止・物品落下防止
- ◇出火防止
- ◇災害時に必要な用具の準備
- ◇物資の備蓄
- ◇避難場所等の確認
- ◇災害時連絡先等の確認
- ◇防災知識の習得と情報収集

#### イ 事業者の自助

事業者は、事業所において次の事項を行うことに努めるものとします。

- ◇建築物等の安全確保
- ◇物品等の転倒等の防止
- ◇出火防止
- ◇災害時に必要な用具の準備
- ◇物資の備蓄
- ◇避難場所等の確認
- ◇防災知識等の周知と防災訓練の実施
- ◇災害時の情報収集と周知

### (3) 共助〔第3章〕

#### ア 市民の共助

市民は、市の防災対策事業へ協力すること、自主防災組織活動に積極的に参加することに努めるものとします。

#### イ 自主防災組織の共助

自主防災組織は、地域住民、消防団、婦人消防協力隊、事業者等と協力し、防災活動を実施し、市民の安全確保に努めるものとします。

#### ウ 事業者の共助

事業者は、市民と連携した防災活動の実施と参加に努め、自主防災組織の防災活動に協力することに努めるものとします。

### (4) 公助〔第4章〕

#### ア 市の責務

市は、災害から市民の生命、身体及び財産を守り、その安全を確保するため、市民等と協働して災害予防、災害応急対策及び災害復旧を推進するものとします。

#### イ 市が講ずる防災対策

市は、防災対策として次の事項に取り組むものとします。

- (ア) 自主防災組織の育成、支援及び啓発活動
- (イ) 災害時要援護者への避難等の支援
- (ウ) 防災に係る知識の普及と防災訓練の実施
- (エ) 避難情報の提供、災害情報の把握と提供
- (オ) 災害応急対策を実施するための体制の確立
- (カ) ボランティア活動への支援と受入れ体制の整備
- (キ) 応急医療体制の整備
- (ク) 物資の備蓄
- (ケ) 災害時の避難所の開設と運営
- (コ) 施設等の破損時の管理事業者に対する復旧要請
- (サ) 被災時の災害復旧実施体制の確立と関係機関との連携

### (5) 他の地方公共団体等への支援〔第5章〕

#### ア 他の地方公共団体への支援

市は、大規模な災害により被害が発生した地方公共団体に対し、災害応急対策又は災害復旧に関する支援を行うよう努めるものとします。

#### イ 災害応急対策等の活動を行う機関等への支援

他の被災地方公共団体へ、本市を拠点として災害応急対策等を行う機関等に対して、市は、市の施設を提供するなどの支援を行うよう努めるものとします。

### (6) 施行期日〔附則〕

この条例は、平成26年4月1日から施行します。